

本願清水イトヨの里設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新			旧		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
（単位：円）					
区分	大人	小人	区分	大人	小人
個人	300	無料	普通	200円	50円
団体	150		年間	1,000円	500円
身体障害者手帳等所持者	150		団体	150円	30円
年間	1,000				
備考			備考		
1 小人は、中学生以下とする。			小人は、小中学校児童生徒とする。		
2 団体は、30人以上とする。			団体は、30人以上とする。		
3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。					
4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。					
5 身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。					
6 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。					